

小川会計通信

1994年11月1日創刊 第137号 2010年6月号

【発行】税理士法人 小川会計 〒950-0862 新潟市東区竹尾 2-20-20
TEL : 025-271-2212 FAX : 025-271-7378

国民健康保険料の軽減措置をご存知ですか？

平成22年4月から、倒産などで職を失った失業者の方の国民健康保険料が軽減されます。対象者は、平成21年3月31日以降に失業した方で(失業時点の年齢が65歳未満)、倒産・解雇などによる離職者(雇用保険の特定受給資格者)、もしくは雇い止めなどによる離職者(雇用保険の特定理由離職者)です。

軽減額は？

【回答】国民健康保険料は、前年の所得などにより算定されますが、
前年の給与所得を30/100とみなして算定します。

軽減期間は？

【回答】離職の翌日から翌年度末までの期間です。

* 軽減を受けるには申請が必要です。

制度の詳しい説明は、お住まいの市町村にお問い合わせください。*

健康保険・厚生年金の算定基礎届の提出準備を進めましょう

毎年1回、報酬月額を届け出ることによって標準報酬月額が決定されることを「定時決定」といいます。定時決定は、4月・5月・6月に支払われた各個人の報酬月額を、7月1日～7月10日までの間に「算定基礎届」により届出ることで行われますので、6月の給与額が固まる前までに次の準備を進めておきましょう。

対象者の確認

7月1日現在、会社に在籍している社会保険加入者です。

ただし、次の人は対象外です。

「その年の6月1日以降に新たに社会保険に加入した人」

「7月・8月・9月に随時改定の予定がある人」

「育児休業等終了時改定の予定がある人」

報酬額の確認

各個人に支給した4月・5月の報酬額を確認しておきましょう。

| 報酬になるもの | 報酬にならないもの |
|--|--|
| 基本給、残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当 役職手当、精勤手当、能力手当、賞与(年4回以上 のもの)など | 賞与(年3回以下のもの)、大入り袋、解雇予告手当 退職金、出張旅費、交際費、慶弔費など |

ただし、年3回以下の賞与は標準賞与額に基づいた社会保険料の徴収が必要です。

労働保険の年度更新の時期の変更に伴って、社会保険の定時決定の時期と一部重複しますので、先に取り組める「年度更新」については、「定時決定」の前に終わらせておくといいでしょう。

小川会計コラム 「何気ない表現にも法の網？」

フレーズの拝借にも問題が…？

宣伝やスローガンのキャッチコピー等で、既存のフレーズを拝借、あるいは、改変することが問題となることがあります。これは、主に著作権侵害の有無という形で現れ、神経を尖らせる(べき)ところです。

表現の方法や内容が無数ある一方、参考になる裁判例も少なく、明確な指針を示すことには困難を極めますが、ここでは、考え方の傾向をお示しします。

(1)短くとも、創作性があれば、著作権法による保護の対象となりうる

著作権法が保護する著作物は、法文上「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」と定義されていますが、学術性や芸術性に乏しくとも、創作性があれば、著作物性が認められ、それは、短い表現でも同様です。

(2)但し、短ければ、保護の可能性は狭まる

もっとも、短ければその分、表現の幅に限界があり、少しでも変わると同一性を失いがちであることから、著作権法による保護の可能性が狭まります。

「ママの胸よりチャイルドシート」という交通標語を作成して、テレビCMで放送したことに対し、「ボク安心 ママの膝より チャイルドシート」の標語の作者が、自らの著作権を侵害されたとして損害賠償請求をしました。裁判所は、訴えた作者の標語に著作物性があるとしながら、両標語を比較し、「ボク安心」の有無、「膝」と「胸」の違い、五七五か七五調の違いを挙げ、共通する「ママ

の」、「より」、「チャイルドシート」に著作物性がないとして、結論としては著作権侵害がないとして、訴えを却けました。

(3)著作権法以外の法律に抵触する場合もありうる

以上著作権を中心にお話ししましたが、それ以外の法律にも留意が必要です。

裁判所は、Webニュース記事の見出しには、創作的表現はないとして著作物性がないとしながら、これを無断で利用した者に民法上の不法行為責任(損害賠償)を課する判断をしました。

また、陸上自衛隊の「守りたい人がいる」のコピーのように、商標登録されている例もありますので、商標権との関係で要注意です。



何気ない表現にも法的保護が与えられます。

無料相続セミナーのご案内

「遺言書を残したいけど、どうしたらいいの？」

「相続の対策って何をやるの？」

とお悩みの方、当セミナーのお話を聞いてみませんか？

参加費は無料ですので、お気軽にお申し込みください。

日時：7月24日(土) 午後1時30分～午後5時(受付 午後1時～)

場所：NOCプラザ 103号室(新潟市東区卸新町2丁目853-3)

参加費：無料

詳しくは当社担当者までお問い合わせください。



～内容についてのご質問・ご相談はお気軽にどうぞ～

税理士法人 小川会計